

平成 1 9 年 度

菊 川 市 水 防 計 画 書

(抜 粋)

菊 川 市

目 次

第 1 章	目 的	1
第 2 章	用 語	1
第 3 章	責 任	3
第 4 章	水防本部等の設置	3
第 5 章	水防組織	3
第 6 章	水防倉庫及び備蓄資材	3
第 7 章	重要水防箇所	
第 1 節	重要水防箇所一覧	4
第 2 節	水防上重大な影響のある橋梁一覧	7
第 3 節	水防上注意を要する水門等一覧	8
第 4 節	浸水注意箇所一覧	8
第 5 節	土石流危険溪流一覧	8
第 8 章	雨量観測	
第 1 節	雨量の観測及び通報	10
第 9 章	洪水予報と水防警報	
第 1 節	国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	11
第 2 節	国土交通大臣が行う水防警報とその措置	13
第 3 節	国土交通大臣が行う避難判断水位の水位到達情報の通知 及び周知	14

第 10 章	水防機関の配備及び活動	
第 1 節	非常配備	17
第 2 節	水防活動	20
第 3 節	水防信号及び標識並びに身分証票	20
第 4 節	水防解除	22
第 11 章	決壊時の処置	
第 1 節	決壊（被害情報）の通知	22
第 2 節	避難体制	22
第 12 章	協力応援	
第 1 節	水防管理団体相互の協力及び応援	23
第 2 節	自衛隊の派遣要請	23
第 3 節	警察官の出動要請	23
第 4 節	国土交通大臣の災害対策用車両等の派遣要請	23
第 13 章	水防てん末報告	24
第 14 章	水防管理団体の水防計画及び水防訓練	
第 1 節	水防管理団体の水防計画	25
第 2 節	水防訓練	25
第 15 章	その他	
第 1 節	公用負担	25
第 2 節	公務災害補償費	26

第1章 目的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第32条の規定に基づき、静岡県知事より指定された指定水防管理団体たる菊川市が、水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、もって管下河川の洪水又は湖沼の洪水による水災を警戒し、防ぎよし、これによる被害を軽減することを目的とする。

第2章 用語

- 1 水防管理団体（法第2条）
水防の責任ある市町、水防事務組合をいう。
- 2 水防管理者（法第2条第2項）
水防管理者である市町村の長又は水防事務組合の管理者をいい、菊川市においては、菊川市長をいう。
- 3 消防機関
消防組織法第9条に規定する消防機関をいう。菊川市においては菊川市消防本部、菊川市消防署、菊川市消防団をいい、水防に関しては法第5条第3項により水防管理者の所管の下に行動する。
- 4 消防機関の長
菊川市においては、菊川市消防長をいう。
- 5 指定水防管理団体（法第4条）
水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、静岡県知事が指定した水防管理団体をいう。なお、菊川市は静岡県知事より指定を受けている。
- 6 菊川市水防協議会（法第33条）
水防計画、その他水防に関し重要な事項を調査審議させるために指定水防管理団体に置くもので、菊川市水防協議会条例（平成17年条例第139号）に定めるところによる。
- 7 洪水予報（法第10条、法第11条）
国土交通大臣が指定した河川において国土交通大臣と気象庁長官が共同で洪水の恐れがあると認められるとき、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう。
- 8 洪水予報指定河川（法第10条 法第11条）
2以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川として、国土交通大臣が指定した河川をいう。菊川においては、この洪水予報指定河川の指定を受けている。
- 9 避難判断水位（特別警戒水位）の水位情報（法第13条 法第13条第2項）
国土交通大臣が指定した河川において、国土交通大臣は特別警戒水位（洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位）に達したとき、その状況を周知せしめるため警告して行う発表をいう。
- 10 避難判断水位の設定河川（水位情報周知河川）（法第13条 法第13条第2項）
国土交通大臣が指定した洪水予報指定河川以外の河川で、洪水により国民経済上重大な損害を生ずる恐れがある河川に、避難判断水位を定めて国土交通大臣が指定した河川をいう。牛淵川においては、この避難判断水位の設定河川となっている。
- 11 水防警報（法第2条第7項 法第16条）

国土交通大臣又は静岡県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は静岡県知事が洪水によって災害が起こる恐れがあると認められた時、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

12 水防警報指定河川（法第16条）

国土交通大臣が洪水により、国民経済上重大な損害を生ずる恐れがあるとして指定して公示した河川をいう。菊川及び牛淵川においては、この水防警報河川の指定を受けている。

13 菊川市水防本部

菊川市内に係る水防を統括するため設置するもので、本部を菊川市役所におくものとする。ただし、菊川市災害対策本部が設置されたときは、これに統合されるものとする。

14 菊川市災害対策本部

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備、災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で市長が必要と認めたとき災害対策基本法に基づき設置する機関をいう。

第3章 責任

水防管理団体たる市は各々その管轄区域内の水防が十分に行われるよう次の事項を整備確立しその責任を果たさなければならない。

(1) 水防組織の確立（法第3条）

(2) 水防団、消防団の整備（法第5条）

(3) 水防倉庫、資器材の整備

(4) 通信連絡系統の確立（法第27条）

(5) 平常時における河川、遊水地、海岸等の巡視（法第9条）

(6) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保（法第15条）

洪水予報等の伝達方法や災害時要援護者を含めた避難警戒体制を市地域防災計画へ定め、これらを記載した印刷物の配布

(7) 水防協力団体の指定、監督、及び情報の提供（法第36、39、40条）

(8) 水防時における適正な水防活動の実施

その主たる内容は次のとおりである。

イ 水防に要する費用の自己負担の確保（法第41条）

ロ 水防団または消防団の出動体制の確保（法第17条）

ハ 通信網の点検

ニ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保

ホ 雨量、水位観測を的確に行うこと

ヘ 堤防等決壊の通報及び決壊後の措置を講ずること（法第25、26条）

ト 水防上緊急に必要なある時の公費負担権限の行使（法第28条）

チ 住民の水防活動従事の指示（法第24条）

リ 警察官の出動要請（法第22条）

又 避難のための立ち退きの指示（法第29条）

ル 自衛隊の出動を依頼する（知事を経由する自衛隊法第83条）

ヲ 水防管理団体相互の協力応援（法第23条）

ワ 水防解除の指示

カ 水防てん末報告書の提出（法第47条）

なお、指定水防管理団体は上記の外に義務として次の事項を必ず行わなければならない。

- (1) 水防機関の整備（法第5条）
- (2) 水防計画の策定（法第32条第1項）
県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年水防計画に検討を加え、必要があるときは変更しなければならない。
- (3) 水防計画の県知事への協議（法第32条第2項）
水防計画を定め、または変更しようとするときは、県知事に協議をしなければならない。
- (4) 水防計画を定め、変更したときは、その要旨の公表（法第32条第3項）
- (5) 毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行う（法第35条）

第4章 水防本部等の設置

- (1) 水防本部
 - イ 水防管理者である市長（水防本部長）は、水防に関係のある気象、注意報、警報等により、洪水等のおそれがあると認められた時から、洪水等の危険が解除されるまで、本計画に基づいて菊川市役所に水防本部を設置する。
 - ロ 水防本部の事務局は安全課に置くものとする。
ただし、菊川市災害対策本部が設置されたときはこれに統合されるものとする。
- (2) 水防支部
水防本部長は、状況に応じ、小笠支所に支部を設置するものとし、職員を派遣するものとする。
- (3) 水防団
消防団の編成をそのまま水防団に切替える。
- (4) 水防隊
各自主防災会をもって自主水防隊を組織し、自主防災会長を隊長とする。

第5章 水防組織

組織図並びに事務分担は別表2のとおりとする。

第6章 水防倉庫及び備蓄資材

- 1 市の水防倉庫の設置場所並びに及び備蓄すべき資材、機材の品名の数量は、別表3のとおりとする。
- 2 毎年、出水期前に点検を行い、不足があれば随時補充するものとする。

第7章 重要水防箇所

水防上警戒又は防ぎよに重要性を有する箇所は、次表のとおりである。

第1節 重要水防箇所一覧（直轄区間）

【工作物以外 重要度A】

図面 対象 番号	河川名	地先名	左 右 岸	延 長 (m)	位 置	注意を要する 理由	水防工法
A1	菊 川	池村 池村公民館	左	50	8.1k+ 50m から 8.2k	護岸根固崩壊 洗掘の未施工	木流し工
A2	菊 川	池村 高田橋 250m 下流	左	20	8.8k+ 30m から 8.8k+ 50m	護岸根固崩壊	木流し工
A3	菊 川	加茂	左	200	12.3k から 12.5k	暫定堤防	積土のう工
A4	菊 川	本所 本所第二悪水樋管より 下流	左	180	12.9k から 13.0k+100m	暫定堤防	積土のう工
A5 重1	菊 川	潮海寺 水神橋より 150m 上流	左	60	15.9k+ 40m から 16.0k	H16 被災護岸 未施工	木流し工
A6 重2	菊 川	和田 沢水加川合流点より 90m 下流	左	30	16.8k+ 70m から 16.9k	ふとん籠崩壊	積土のう工
A7	菊 川	富田 菊川頭首工	左	20	17.5k+ 30m から 17.5k+ 50m	低水護岸基礎 崩壊	木流し工
A9	菊 川	半済 東名菊川橋 100m 下流 ～六郷樋管	右	360	13.2k から 13.5k+ 60m	護岸根固崩壊	木流し工
A10 重4	菊 川	上本所 下前田川合流点	右	40	14.3k+ 50m から 14.3k+ 90m	無堤	積土のう工
A11	菊 川	潮海寺 塩井戸樋管下流	右	20	16.1k から 16.1k+ 20m	山付き法面 崩壊 護岸未施工	木流し工
A13 重6	黒沢川	下平川 黒沢排水機場～ 黒沢橋上流	左	200	0.3k+ 50m から 0.5k	暫定堤防 河積不足	積土のう工
A14 重7	黒沢川	下平川 黒沢樋門～黒沢橋上流	右	450	0.0k から 0.5k	河積不足	積土のう工

「重」は重点区間 重要度A5箇所 重要度B1箇所

【工作物以外 重要度 B】

図面 対象 番号	河川名	地先名	左 右 岸	延長 (m)	位 置	注意を要する 理由	水防工法
B3	菊 川	嶺田 ヨシコ(株)遠州工場	左	400	4.7k から 5.1k	暫定堤防 河積不足	積土のう工
B4	菊 川	嶺田 菊川下流水管橋	左	200	5.3k から 5.5k	暫定堤防	積土のう工
B5	菊 川	嶺田 井乃宮神社より上流	左	420	6.9k から 7.3k+ 20m	法崩すべり	杭打ち工
B6	菊 川	奈良野 旭橋より上流	左	1000	10.0k から 11.0k	法崩すべり	杭打ち工
B7	菊 川	奈良野 若宮神社より上流	左	400	10.5k から 10.9k	護岸一部破損	木流し工
B8	菊 川	小川端 小川端より 40m 下流	左	50	11.1k から 11.2k- 53m	護岸一部破損	木流し工
B9	菊 川	小川端 小川端より 80m 下流	左	130	11.2k から 11.3k+ 30m	護岸一部破損 (前年 B8 より 分割)	木流し工
B10	菊 川	小川端～加茂 小川端水防資材置場～ 加茂神社	左	270	11.4k+ 30m から 11.7k	護岸一部破損	木流し工
B11	菊 川	本所 八王子橋上流 100m～ 矢田部橋下流 50m	左	150	15.1k から 15.3k	河積不足	積土のう工
B12	菊 川	本所～吉沢 水神橋より 100m 上流	左	170	15.9k から 16.1k	河積不足	積土のう工
B13	菊 川	和田 沢水加川合流点より下 流 90m	左	30	16.8k+ 70m から 16.9k	法崩すべり	杭打ち工
B14	菊 川	富田 立ヶ谷橋	左	190	17.1k から 17.3k	河積不足	積土のう工
B21	菊 川	大石 佐束川合流部	右	210	5.9 k から 6.1 k	河積不足	積土のう工
B22	菊 川	大石 川向悪水樋管	右	230	6.5k から 6.7k	河積不足	積土のう工
B25	菊 川	下内田 大船渡橋	右	20	7.8k- 20m から 7.8k	護岸一部破損	木流し工

【工作物以外 重要度 B】

図面 対象 番号	河川名	地先名	左 右 岸	延長 (m)	位 置	注意を要する 理由	水防工法
B26	菊 川	下内田 高田橋下流 400m より 下流	右	400	8.5k から 8.8k	護岸一部破損	木流し工
B27	菊 川	高田 太郎坊公会堂より上流	右	70	8.9k から 9.0k- 30m	護岸一部破損	木流し工
B28	菊 川	高田 高田橋	右	210	9.1k から 9.3k	河積不足	積土のう工
B29	菊 川	半済 小川端樋管～加茂第一 悪水樋管	右	340	11.4k+ 60m から 11.8k	法崩すべり	杭打ち工
B30	菊 川	半済～本所 下前田川合流点	右	40	14.3k+ 30m から 14.4k- 29m	護岸一部破損	木流し工
B31	菊 川	本所～潮海寺 八王子橋上流 100m～ 矢田部橋下流 50m	右	150	15.1k から 15.3k	河積不足	積土のう工
B32	菊 川	潮海寺 水神橋 150m 上流～ 塩井戸樋管	右	150	15.9k+ 80m から 16.1k	護岸一部破損	木流し工
B33	菊 川	富田	右	250	17.1k から 17.3k	河積不足	積土のう工
B36	牛湫川	下平川 下平川堰より 100m 上 流	左	200	6.7k から 6.9k	河積不足	積土のう工
B37	牛湫川	神尾 奥横地合流点～杉之谷 用水サイフォン	左	200	10.3k から 10.5k	暫定堤防	積土のう工
B38	牛湫川	神尾 芝原川合流点より下流	左	200	11.1 k から 11.3 k	河積不足	積土のう工
B39	牛湫川	神尾 桂川橋より下流	左	200	11.5 k から 11.7 k	河積不足	積土のう工
B40	牛湫川	神尾 小沢川合流点	左	100	12.0 k から 12.1 k	河積不足 出水による土 砂堆積	積土のう工
B41 重 5	牛湫川	神尾 宮前橋より下流	右	100	11.2k+ 70m から 11.3k+ 70m	河積不足 H10、H16 越流 実績あり	積土のう工
B42	丹野川	赤土 明治橋～黒沢川排水機 場（右岸）	左	200	0.6 k から 0.8 k	漏水	月の輪工

【工作物以外 重要度 B】

図面 対象 番号	河川名	地先名	左 右 岸	延長 (m)	位 置	注意を要する 理由	水防工法
堤 B3	菊 川	嶺田 西嶺田悪水樋管下流 100m	左	1600	5.4k から 7.0k	H17 堤防詳細 点検による	釜段工

【要注意箇所】

図面 対象 番号	河川名	地先名	左 右 岸	延長 (m)	位 置	注意を要する 理由
要 3	菊 川	加茂 樋管	左	-	11.7k- 30m	内壁劣化
要 5	菊 川	加茂 加茂第 2 悪水樋管下流 の排水管	右	-	11.7k+ 50m	小規模樋管 函体修繕
要 6	菊 川	三軒家 万田揚水機場跡	右	-	12.6k	揚水機場撤去済 (樋管有)
要 7	菊 川	半済 女淵揚水機場跡	右	-	13.5k	揚水機場撤去済 (樋管有)
要 8	菊 川	半済 古川揚水機場跡	右	-	14.2k+ 60m	取付口付近洗掘
要 9	菊 川	富田	右	-	17.4k+ 74m	ゲート無し 内壁劣化
要 12	牛淵川	神尾 牛淵川サイフォン排水 管	右	-	10.9k+ 70m	小規模樋管 ジョイント不良 ゲートなし
要 13	丹野川	赤土 丹野池用水堰	左 右	-	1.6k+ 74m	小規模樋管 取付護岸未施行

第 2 節 水防上重大な影響のある橋梁一覧（直轄区間）

【工作物 重要度 A】

図面 対象 番号	河川名	地先名	左 右 岸	位 置	注意を要する 理由	水防管理 団体
工 A1	菊 川	本所 加茂橋	左 右	11.9k+55m	桁下高不足	静岡県
工 A2	菊 川	矢田部 J R 東海道線橋	左 右	15.4k+21m	桁下高不足	J R

第3節 水防上注意を要する水門等一覧（直轄区間）

【工作物 重要度A】

図面 対象 番号	河川名	地先名	左 右 岸	延 長 (m)	位 置	注意を要する 理由
工 A5	菊 川	加茂 小川端樋管	右	-	11.5k- 8m	対応基準 ゲート開閉の確実化
工 A8	牛湫川	下平川 下平川第1用水樋管	左	-	6.6k+ 5m	対応基準 ゲート開閉の確実化
工 A10	牛湫川	嶺田 嶺田悪水樋管	右	-	3.9k+38m	対応基準 堤体空洞化の 恐れ
工 A11	牛湫川	志茂組 下平川第2用水樋管	右	-	6.6k+ 6m	対応基準 ゲート開閉の確実化
工 A12	丹野川	赤土 峯反法用水樋管	右	-	1.5k- 5m	対応基準 ゲート開閉の確実化

第4節 浸水注意箇所一覧

関係河川名	位 置	浸水面積	摘 要
菊 川	半済 から 三軒家地内	120.0ha	
菊 川	高田地内	150.0ha	
黒沢川	下平川地内	60.0ha	

第5節 土石流危険渓流一覧

河川名	渓流名	所在地字 (字)	渓流概況			危険度 分類	保全 対象 人家 戸数
			渓流長 (Km)	流域面 積 (km ²)	流下部 平均勾 配		
内谷川	古谷沢	古谷	0.22	0.008	6°	B	5
高橋川	北之谷沢	枝善	0.2	0.01	5°	B	5
〃	枝善沢	〃	0.16	0.005	12°	B	5
丹野川	猿渡沢	猿渡	0.16	0.03	5°	A	4
〃	下組沢	下組	0.3	0.01	5°	B	10

沢水加川	宮ノ谷沢	沢水加	0.31	0.05	9°	B	5
菊川	ウチワンヤ沢	本所	0.18	0.04	8°	B	22
牛瀧川	神尾下沢	神尾	0.13	0.01	15°	B	6
〃	与兵衛谷沢	神尾	0.07	0.01	16°	B	7
〃	殿ヶ谷沢	三沢	0.13	0.03	9°	B	6
富田川	井戸沢	富田	0.38	0.05	8°	B	2
〃	市代ノ谷沢	富田	0.18	0.05	15°	B	2
〃	道上ヶ谷沢	富田	0.13	0.03	10°	A	3
沢水加川	金衛門下沢	沢水加	0.43	0.05	11°	B	2
〃	打無沢	沢水加	0.53	0.15	9°	A	4
〃	勝田ヶ谷沢	沢水加	0.23	0.04	7°	B	2
〃	農ヶ沢	沢水加	0.18	0.05	16°	B	1
〃	西田沢	沢水加	0.23	0.09	13°	A	3
〃	文字ヶ谷川	沢水加	0.24	0.07	7°	A	1
西方川	堂ノ谷沢	西方	0.08	0.04	21°	B	1
〃	背戸ノ谷沢	西方	0.25	0.03	10°	B	4
〃	東ノ谷沢	西方	0.15	0.08	11°	B	2
牛瀧川	神尾上沢1	神尾	0.13	0.04	9°	B	4
〃	神尾上沢2	神尾	0.24	0.16	7°	A	3
〃	神尾沢	神尾	0.18	0.03	10°	B	3
〃	大平川下沢	神尾	0.10	0.03	17°	A	2
〃	神尾下沢1	神尾	0.10	0.01	17°	B	2
〃	神尾下沢2	神尾	0.10	0.02	17°	A	4
〃	白山沢	東横地	0.21	0.02	11°	B	3
〃	西郷堂ヶ矢沢	東横地	0.22	0.03	10°	B	1
〃	諏訪ノ谷沢1	東横地	0.12	0.01	14°	B	1
〃	諏訪ノ谷沢2	東横地	0.13	0.01	13°	B	4
〃	西側沢	東横地	0.10	0.01	22°	B	4
〃	平四郎ヶ谷沢	三沢	0.08	0.01	14°	A	4
〃	佐次兵衛ヶ谷沢	三沢	0.07	0.01	16°	B	1

第8章 雨量観測

第1節 雨量の観測及び通報（警戒雨量）

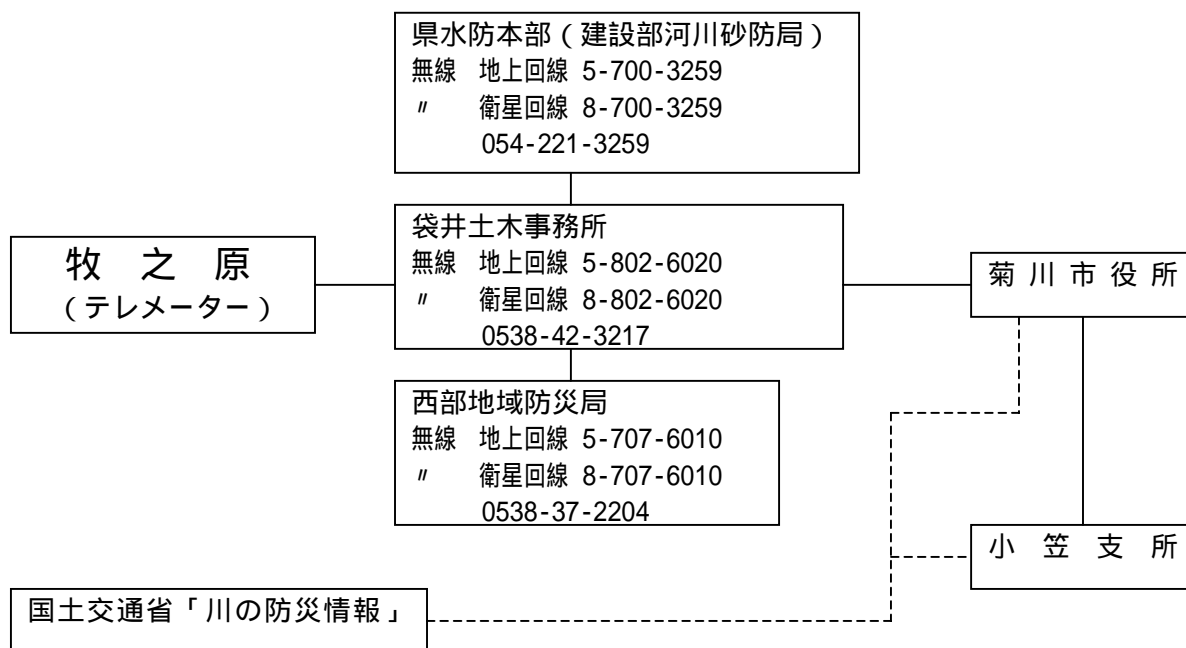
1 雨量観測所

観測所名	流域 河川名	位置	観測者名	観測開始 年月日	既往最大 日雨量
(テレ) 牧之原	菊川	沢水加	袋井土木事務所 0538-42-3217	昭和43年4月1日 (S55.3.1)	365.0 mm

()内はテレメーター観測開始年月日

2 通報（警戒雨量）及び伝達経路

- (1) 24時間以内に80ミリ以上の降雨があった時。
- (2) 連続雨量100ミリの降雨があった時。
- (3) 前各項の通報発信の後、なお引き続き降雨のあった時は30ミリをこえるごとに通報する。



第9章 洪水予報と水防警報

第1節 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について気象庁長官と共同して国土交通大臣が行う洪水予報を、次に示す各計画に基づき水位を示して発表する。

(1) 洪水予報を行う河川名及びその区域

河川名	区 域
菊 川	左岸 菊川市富田字川原田38番地8地先から海まで
	右岸 菊川市富田字長行平76番地20地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

河川名	観測所名	位 置 河口より	水防団待機 水位 (指定水位)	はん濫注意 水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断 水位	はん濫危険 水位 (危険水位)	計画高 水位
菊 川	加茂	左岸 11.9 km	1.50m	2.50m	3.30 m	3.30 m	3.50m	5.94m

(3) 洪水予報発表者

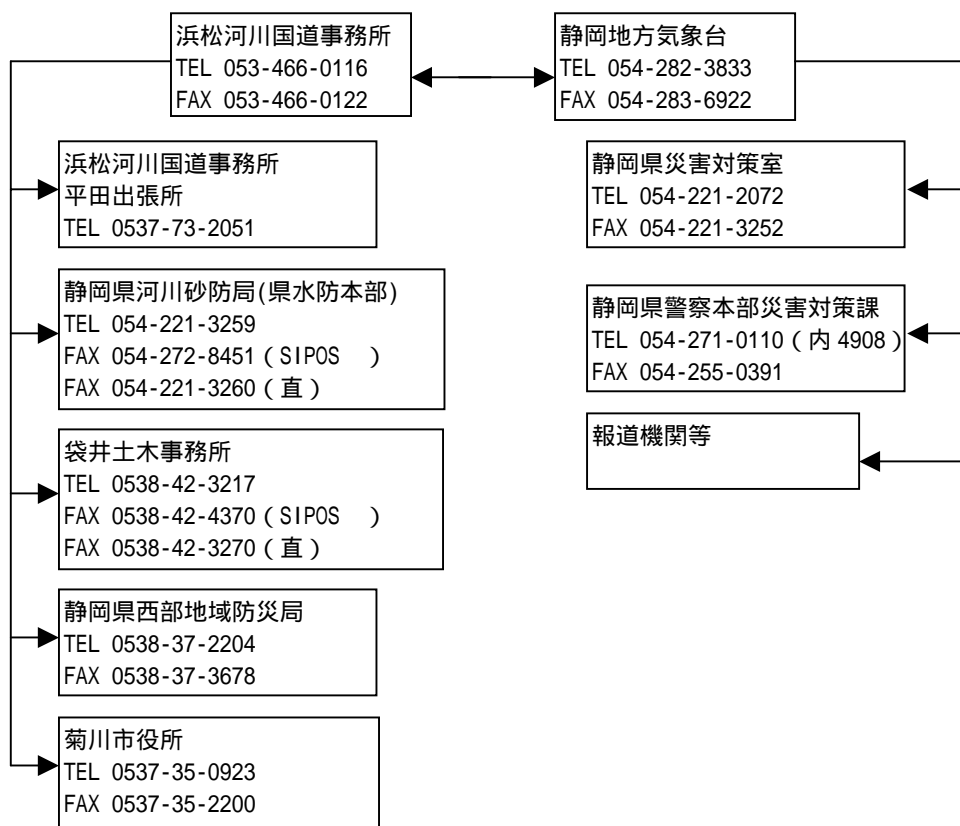
河 川 名	発 表 者	発 表 責 任 者
菊 川	浜松河川国道事務所 静岡地方気象台	浜松河川国道事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の種類と基準

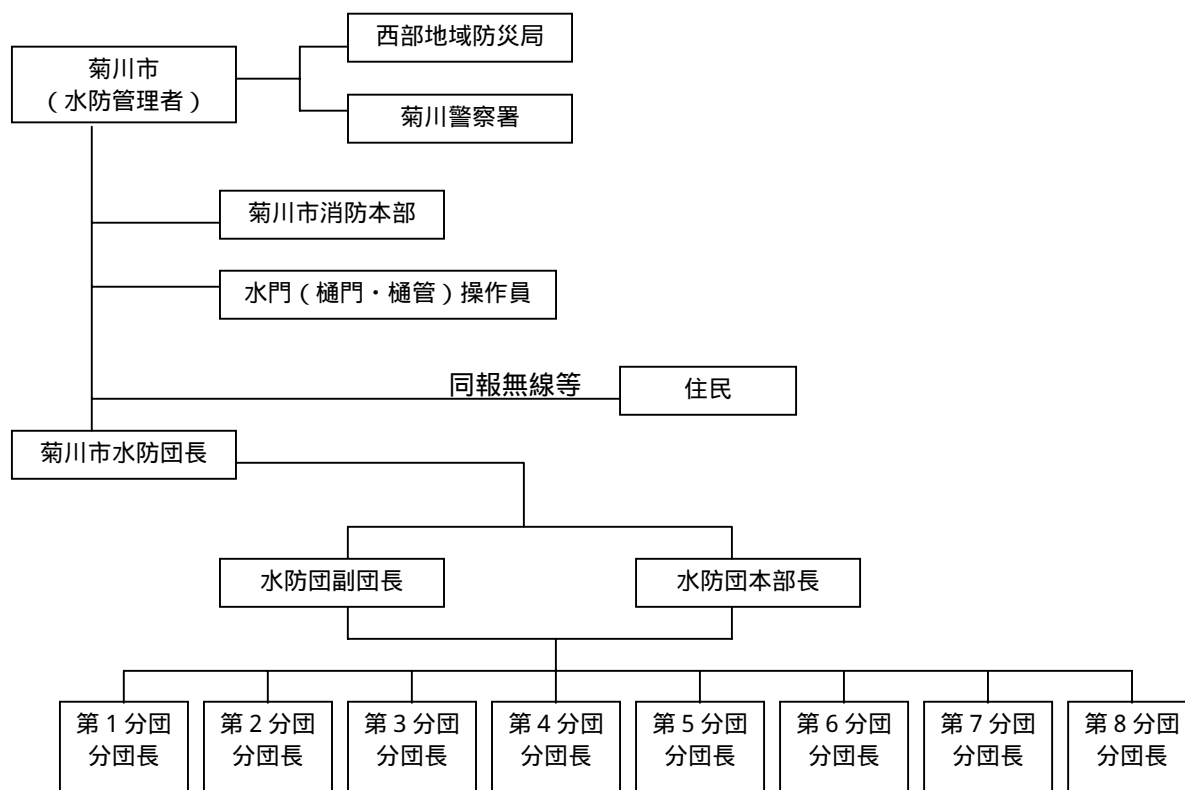
種 類	発 表 基 準	摘 要
はん濫注意 情報	基準地点の水位が、はん濫注意水位（警戒水位）を超え、更に上昇するおそれがあるとき、または、はん濫注意水位（警戒水位）を越える洪水となることが予想されるとき。	市は、避難準備情報（要援護者避難情報）発令を判断。 住民は、はん濫に関する情報に注意。
はん濫警戒 情報	基準地点の水位が、避難判断水位に達した場合、または一定時間後に到達することが見込まれる場合。	市は、避難勧告等の発令の判断。 住民は、避難を判断。
はん濫危険 情報	基準地点の水位が、はん濫危険水位（危険水位）に達した場合、または一定時間後に到達することが見込まれる場合。	住民の避難完了。
はん濫発生 情報	はん濫発生時。	逃げ遅れた住民の救助等。 新たにはん濫が及ぶ区域の住民の避難誘導。

(5) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAX（別表4）で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。



菊川市から関係機関への連絡は、基本的に電話連絡とする。(洪水予報・洪水警報共通)



第2節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について、水防警報の発表は浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す各計画に基づき、水位を示して水防上の警報を発表する。

(1) 水防警報を行う河川及び区域

河川名	区 域		区域延長
菊 川	幹 川	左岸 菊川市富田字川原田 3 8 番 8 地先から海まで 右岸 菊川市富田字長行平 7 6 番 2 0 地先から海まで	17,600m
	支 川 (牛 淵 川)	左岸 菊川市赤土字洲崎 1 4 9 9 番 1 地先から幹川合流点まで 右岸 菊川市下平川字東方田 1 1 3 7 番 1 地先から幹川合流点まで	5,600m

(2) 水防警報の対象水位観測所

(m)

河川名	観測所名	位置 河口より	水防団待 機水位 (指定水位)	はん濫 注意水位 (警戒水位)	出動 水位	避難判 断水位	はん濫 危険水位 (危険水位)	計画高 水位	現況堤 防高	堤内地 地盤高
菊 川	加茂	左岸 11.9km	1.50	2.50	3.30	3.30	3.50	5.94	左 7.1 右 6.8	左 6.4 右 5.2
	嶺田	右岸 6.4km	2.00	4.30	4.90	-	-	5.79	左 7.7 右 7.5	左 3.8
牛淵川	堂山	右岸 3.6 km	2.40	4.60	4.90	5.00	5.50	5.86	左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2

(3) 水防警報発表者

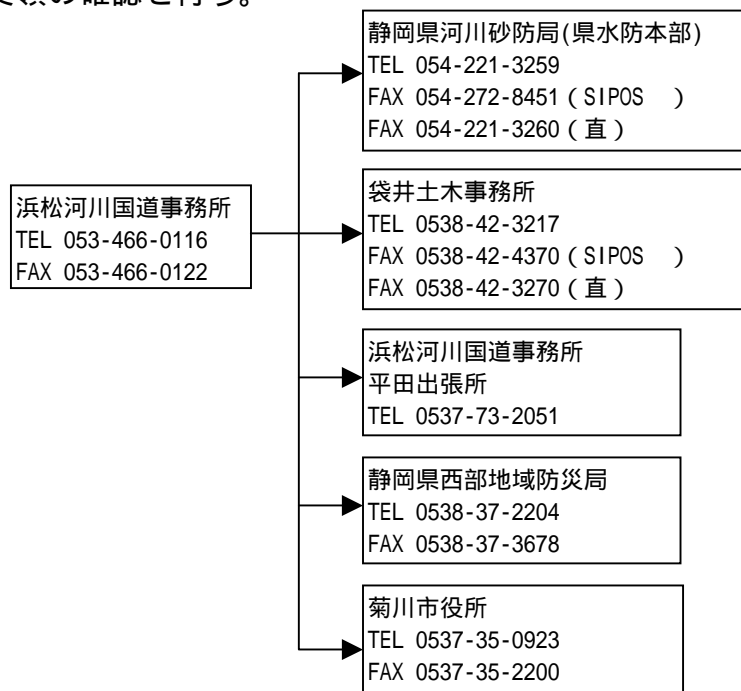
河 川 名	発 表 者
菊 川	浜 松 河 川 国 道 事 務 所

(4) 水防警報の種類及び発表

種 類	内 容	発 表 基 準
準 備	水防資器材の整備点検水門等の開閉の準備、幹部の出動等に対するもの。	水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
出 動	水防団員の出動を通知するもの。	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき。
解 除	水防活動の終了を通知するもの。	水位がはん濫注意水位（警戒水位）を下廻り、水防作業の必要がなくなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

(5) 水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にはF A X（別表5）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



第3節 国土交通大臣が行う避難判断水位の水位到達情報の通知及び周知

国土交通大臣が指定した河川（水位周知河川）の避難判断水位の水位到達情報（はん濫警戒情報）は、浜松河川国道事務所長が行うものとし、次に示す表に基づき、避難判断水位の水位到達情報と必要に応じて補足情報を示して発表する。

(1) はん濫警戒情報を通知及び周知する河川名及び区域

河川名	区 域	区域延長
牛瀧川 (支川)	左岸 菊川市赤土字洲崎1499番1地先から幹川合流点まで	5,600m
	右岸 菊川市下平川字東方田1137番1地先から幹川合流点まで	

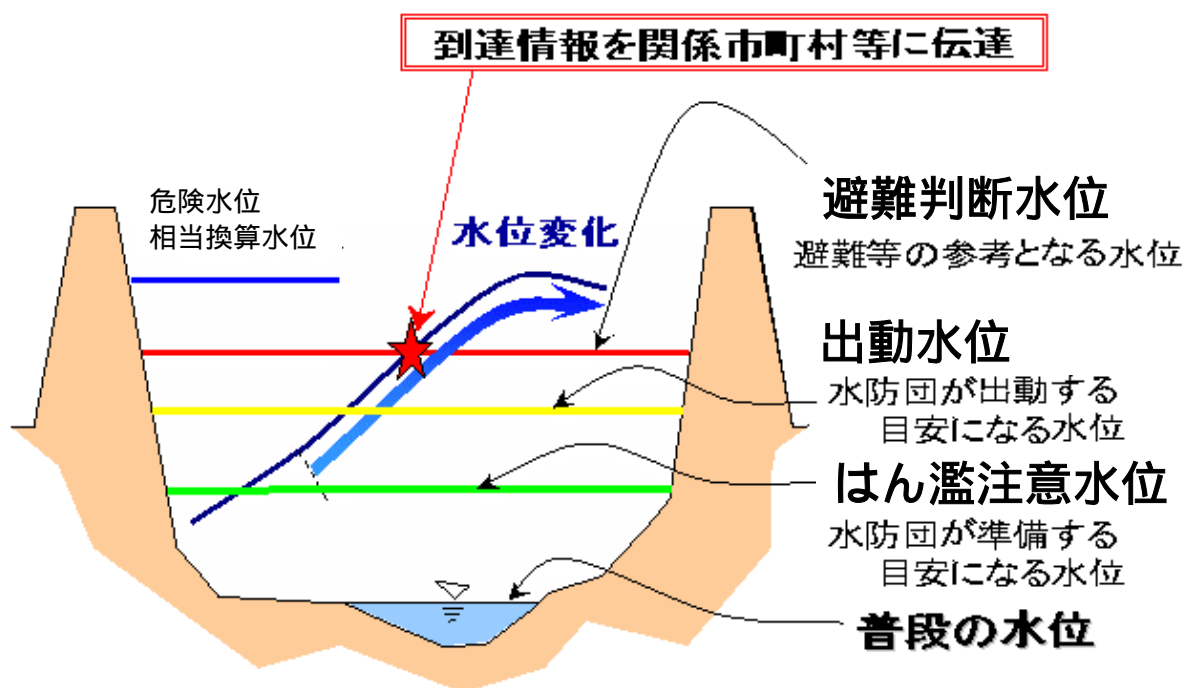
(2) はん濫警戒情報通知及び周知する河川の対象水位観測所

河川名	観測所名	位置 河口より	水防団待機水位 (指定水位)	はん濫注意水位 (警戒水位)	出動水位	避難判断水位 (特別警戒水位)	はん濫危険水位 (危険水位)	計画高水位	現況堤防高	堤内地盤高
牛瀧川	堂山	右岸 3.6 km	2.40	4.60	4.90	5.00	5.50	5.86	左 7.6 右 7.5	左 3.6 右 4.2

(3) 避難判断水位の基準

避難判断水位は、避難判断水位を越える水位であってはん濫危険水位相当換算水位（注1）から避難等を考慮した一定時間の水位変化量を差し引いた水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」（法第13条）。水防管理者において、避難判断水位に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

（注1）はん濫危険水位相当換算水位とは「洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こる恐れがある水位」を基準観測所における水位に換算した水位である。



<参考>

避難判断水位が受け持つ区域におけるはん濫危険水位相当換算水位の中で最も低い水位をもとに避難判断水位を求めることを基本とされている。最も低いはん濫危険水位相当換算水位 = 計画高水位のとき（避難判断水位の受け持つ区間が整備済の河川）は、計画高水位から一定時間の水位変化量を差し引いた水位が避難判断水位になることもある。

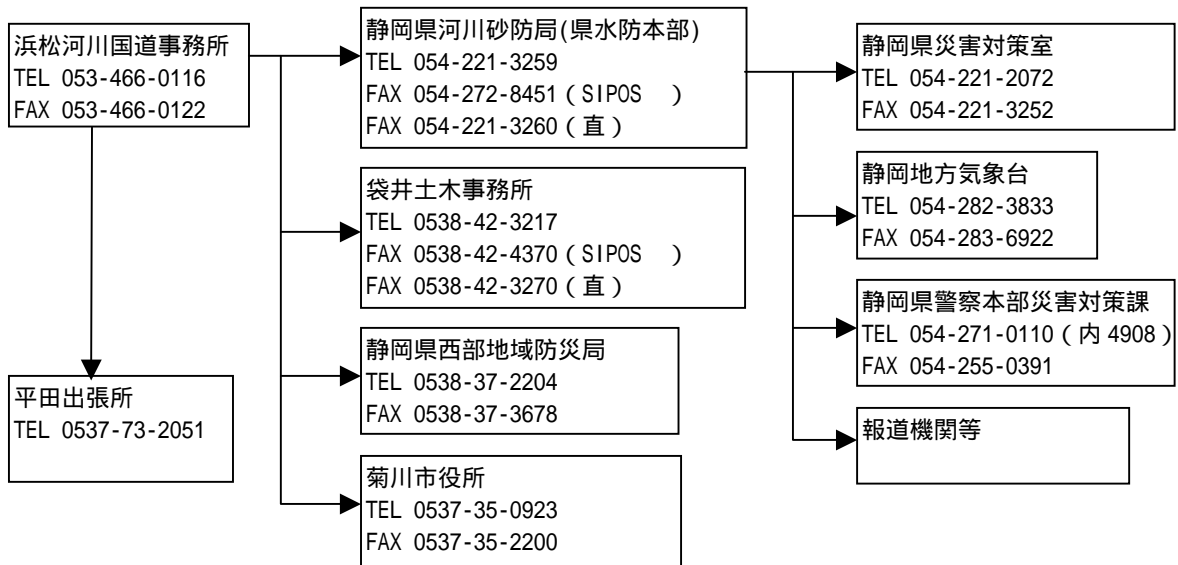
中部地方整備局管内の避難判断水位の設定

(4) はん濫警戒情報の通知

避難判断水位に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(5) 牛瀧川はん濫警戒情報連絡系統図

牛瀧川はん濫警戒情報の伝達方法は、基本的にFAX（別表6）にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



第10章 水防機関の配備及び活動

第1節 非常配備

水防本部長が洪水等により水防活動の必要を認めたとき、及び知事からその警戒の伝達又は指示を受けた場合は、水防本部長の指示により職員ならびに水防団員は、次の要領により非常配備体制に入り水防業務に従事するものとする。

第1次事前配備及び第2次事前配備については、安全課長の指示による。

(1) 職員の配備基準等

第1次事前配備	
配備基準	気象庁より遠州南地域に大雨、洪水注意報のいずれかが発表されたとき
配備内容	情報収集を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
配備を要する課等	本庁 勤務時間内：安全課 勤務時間外：宿日直

第2次事前配備	
配備基準	気象庁より遠州南地域に大雨、洪水警報のいずれかが発表されたとき
配備内容	あらかじめ定められた要員により、情報収集及び連絡活動を主とし、状況により他の職員を動員できる体制
配備を要する課等	本庁 総務課、建設課、都市計画課、区画整理室、農林課から各1人 安全課2人 支所 総務企画課及び市民福祉課にて2人

※第2次事前配備については、状況により変則的な対応を実施する場合がある。

第1 配備態勢	
配備基準	1. 下記観測所のいずれかの水位が水防団待機水位(指定水位)に達し、又はその恐れがある場合で、具体的な情報収集を必要とするとき 加茂(1m50cm) 嶺田(2m00cm) 堂山(2m40cm) 2. その他市長が指令したとき
配備内容	各配備要員により警戒活動を行い、事態の推移に伴い速やかに水防第2配備態勢がとれる体制 なお、建設課・都市計画課・区画整理室・農林課については、菊川地区班と小笠地区班に分け対応にあたる また、情勢により相互応援を実施する
配備を要する課等	本 部 市長、収入役、教育長、総務企画部長、建設経済部長、消防長、消防本部:(1)、水防団長、水防団副団長、団本部長 総務企画部調整室:全員、建設経済部調整室:全員 安全課:全員、総務課:(2)、企画政策課:(2)、地域支援課:(4) 建設課・都市計画課・区画整理室・農林課:全員のうち菊川地区班 支 部 副市長、支所長、水防団副団長、団本部長、消防署(分遣所長) 小笠支所調整室:全員 総務企画課・市民福祉課:全員 建設課・都市計画課・区画整理室・農林課:全員のうち小笠地区班 消 防 消防本部係長以上

() 書きは
人数を記す

第2 配備態勢	
配備基準	<p>1. 下記観測所のいずれかの水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達し、又はその恐れがある場合で、具体的な情報収集を必要とするとき 加茂（2m50 cm）嶺田（4 m30 cm）堂山（4 m60 cm）</p> <p>2. その他市長が指令したとき</p>
配備内容	<p>水防第1 配備態勢の業務を継続し、水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動が遅滞なく遂行できる体制 なお、総務課・企画政策課・市民課・健康福祉課については、菊川地区班と小笠地区班に分け対応にあたる また、情勢により相互応援を実施する （注）学校教育課の学校教育係は中央公民館に配備する 派遣職員については、水防第2 配備態勢により、一度本部及び支部へ必ず参集すること 本部からの指示により派遣先に出向き、情報収集にあたる</p>
配備を要する課等	<p>本 部</p> <p>市長、収入役、教育長、総務企画部長、建設経済部長、福祉環境部長、教育文化部長、消防長、消防本部：(1)、水防団長、水防団副団長、 団本部長 総務企画部調整室：全員、建設経済部調整室：全員 福祉環境部調整室：全員、教育文化部調整室：全員 安全課・地域支援課：全員 総務課・企画政策課・市民課・健康福祉課・建設課・都市計画課・区画整理室・農林課：全職員の内菊川地区班 学校教育課長、学校教育係：全員（注） 財政課長、税務課長、施設管理課長、工事検査室長、商工観光課長、こどもみらい課長、環境推進課長、社会教育課長、議会事務局長、 収入役室長</p>
	<p>支 部</p> <p>副市長、支所長、水防団副団長、団本部長、消防署(分遣所長) 小笠支所調整室：全員 総務企画課・市民福祉課・水道課：全員 総務課・企画政策課・市民課・健康福祉課・建設課・都市計画課・区画整理室・農林課：全職員の内小笠地区班</p>
	<p>派 遣 職 員</p> <p>西 方：高橋住夫・黒田寿通 町 部：酒井一彦・渡辺真里 加 茂：成瀬孝幸・鷺山敏子 内 田：平野 真・堀川明典 横 地：青嶋てつ代・鈴木敬司 六 郷：落合和之・大林 秀 河 城：山内輝男・松村 光 青葉台：村岡泰行・赤堀純子 牧之原：鈴木 勝・田島康順 平 川：相原良一郎・永田 学 岳洋中：鈴木秀之・渡辺幸子 北 小：牧野起之・三浦麻衣子 南 小：伊藤博之・松本 彩 東 小：赤堀広行・一色百合子 布引原：岡田正義・桜井久美子 保養センター：松下栄一・松下一弘</p>
	<p>消 防</p> <p>消防本部職員及び消防署係長以上の職員</p>

第3 配備態勢	
配備基準	1. 下記観測所のいずれかの水位が出動水位に達し、又はその恐れがある場合で、具体的な情報収集を必要とするとき 加茂（3m30 cm）嶺田（4m90 cm）堂山（4m90 cm） 2. その他市長が指令したとき
配備内容	市役所・支所・総合保健福祉センター・小笠保健センター・中央公民館の全員を動員する完全な水防体制を確保し、速やかに災害対策本部を設置できる態勢 なお、第3 配備から本庁に参集する職員は、情勢により支部へ配備する場合がある
配備を要する課等	本 部 市長、収入役、教育長、総務企画部長、建設経済部長、福祉環境部長、教育文化部長、消防長、消防本部：(1)、水防団長、水防団副団長、 団本部長 総務企画 r 部調整室：全員、建設経済部調整室：全員 福祉環境部調整室：全員、教育文化部調整室：全員 安全課・地域支援課・財政課・税務課・施設管理課・工事検査室・商工観光課・こどもみらい課・環境推進課・社会教育課・議会事務局・収入役室：全員 総務課・企画政策課・市民課・健康福祉課・建設課・都市計画課・区画整理室・農林課：全職員の内菊川地区班 学校教育課長、学校教育係：全員
	支 部 副市長、支所長、水防団副団長、団本部長、 消防署(分遣所長) 小笠支所調整室：全員 総務企画課・市民福祉課・水道課：全員 総務課・企画政策課・市民課・健康福祉課・建設課・都市計画課・区画整理室・農林課：全職員の内小笠地区班
	消 防 全職員

※ 本部長は、その時の状況により第1 配備指令から第3 配備指令に切り替える場合がある。

(2) 水防団の配備基準等

待 機	
配備基準	水防に関係のある気象の警報が発せられたとき 概ね市職員の第1 配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第1 次に示す陣容
態 勢	団長を本部、副団長及び本部長を本部7 人・支部4 人詰めさせ、団長は、その後の情勢の推移を把握し、団員を直ちに次の段階に入り得るような状態に置くものとする 正副分団長及び部長並びに班長は所属部蔵置所及び詰所にて待機

準 備	
配備基準	河川の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇の恐れがあり、かつ出動の必要が予想させるとき 概ね市職員の第2配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第2次に示す陣容
態 勢	水防団長・副団長・本部長は、団員の配備計画にあたるとともに、水防機材の整備点検及び堤防巡視等のため団員を出動させる

出 動	
配備基準	河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めたとき 概ね市職員の第3配備態勢時
動員範囲	別表7 水防団員出動態勢第3次に示す陣容
態 勢	河川の監視及び市内巡視等警戒態勢 状況により水防作業、並びに住民の避難誘導

第2節 水防活動等

1 本部長の指示

水防本部長は、水防警報の連絡を受けたときは、直ちに水防団長にその旨を連絡するとともに、樋門・樋管操作員に対して、樋門・樋管の巡視を行なうように指示するものとする。

2 水防団の活動

水防団長は、直ちに各河川等の受持ち区域の分団長に対し、その旨を連絡し、必要団員を堤防巡視を行なうよう指示するものとする。分団長は、巡視の状況を随時水防団長に通報するとともに、水防団長は水防本部長に報告するものとする。

水防団員は、水防団長の指示により水防警報を受けたときから、洪水等の危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防活動に従事するものとする。

3 自主水防隊の活動

自主水防隊は、水防警報が発令された旨水防本部長より連絡を受けたときは、待機の体制をとるものとする。市水防本部が設置された場合は、地区の状況に応じて自主水防隊水防本部を設置し、市水防本部と情報等の相互連絡をとるものとする。

また、災害の危険が除去されるまでの間、住民の安全の確保に努めるとともに、市及び水防団の水防作業に協力するものとする。

自主水防隊水防本部を設置した場合には、その旨市水防本部へ連絡するものとする。

第3節 水防信号及び標識並びに身分証票

1 水防信号

水防信号の発令責任者は、水防団長とする。但し、水防本部長より特別の命令があった場合はこの限りではない。水防団長は水位が警戒水位に達したときは、静岡県水防信号規則第1号により地域住民及び水防団員に周知するものとする。第2号から第4号の水防信号については、各分団長及び関係者からの状況報告に基づき発令するものとする。

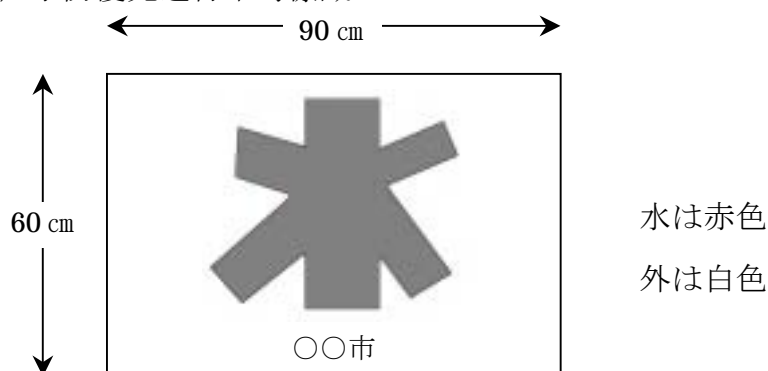
水防信号は同報無線により発するものとし、措置事項、水防信号は次のとおりである。

種 類	説 明	サイレン信号
第1信号	はん濫注意水位（警戒水位）に達したことを知らせるもの	約5秒 約15秒 約5秒 ○ ——— 休止 ○ ——— 約15秒 約5秒 約15秒 休止 ○ ——— 休止
第2信号	水防団員及び、消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの	約5秒 約6秒 約5秒 ○ ——— 休止 ○ ——— 約6秒 約5秒 約6秒 休止 ○ ——— 休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	約10秒 約5秒 約10秒 ○ ——— 休止 ○ ——— 約5秒 約10秒 約5秒 休止 ○ ——— 休止
第4信号	当該水防管理団体の区域内居住者の避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	約1分 約5秒 約1分 約5秒 ○ — 休止 ○ — 休止
注 意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 サイレン信号の後に、音声による周知を併用することを妨げない。 3 危険が去ったときは、音声により周知させるものとする。	

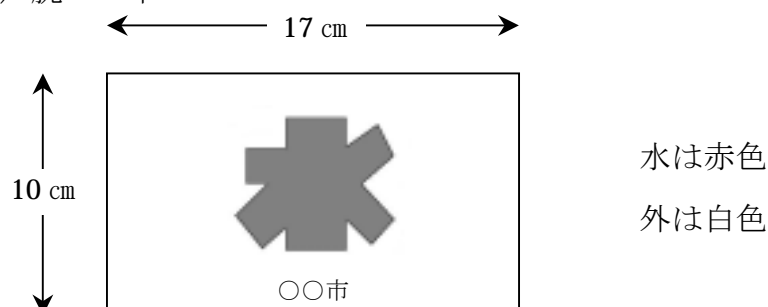
2 水防標識

水防法第18条の規定による水防標識（昭和31年9月28日県告示第939号）は、次のとおりとする。

(1) 水防優先通行車馬標識

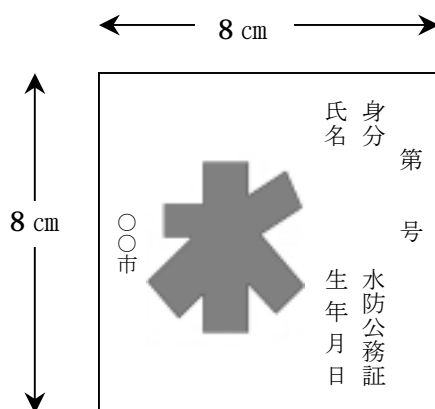


(2) 腕章



3 身分証票

水防法第49条第2項の規定による身分証票（昭和31年9月28日県告示第938号）は、次のとおりとする。



水は赤色、外は白色

(裏)

- 1 記名以外の者使用を禁ず。
- 2 本証の身分に変更があった時は速やかに訂正を受けること。
- 3 本証の身分を失った時は直ちに本証を返還すること。
- 4 本証は、水防法第49条第2項の規定による立入証である。

第4節 水防解除

- 1 水防解除は、水位が下降して水防作業の必要がなくなり、水防本部長が水防解除の指令をした時とする。
- 2 水防団員は 1 による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- 3 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 4 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

第5節 水防活動報告

各分団長は、水防活動報告終了後、2日以内に別表11により、水防本部長に活動報告をしなければならない。

第11章 決壊時の処置

第1節 決壊（被害情報）の通知

堤防等が破堤し、又はこれに準ずる事態が発生した場合は、直ちに水防本部長は、同報無線、その他あらゆる方法により、地域住民、国土交通省平田出張所、袋井土木事務所長、菊川警察署長及び隣接水防管理者に通報するものとする。

第2節 避難体制

1 避難のための立ち退き

堤防等が破堤した場合又は、破堤の危機にひんした場合には、水防本部長又はその命を受けたものは速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

2 避難所の開設

市は、前号の指示を発した場合には、速やかに避難所を開設し、避難を必要とする者に周知するとともに、市職員を派遣し状況に応じ誘導・収容するものとする。

避難所の開設場所を別表8のとおり指定するものとする。

3 避難誘導及び避難所責任者

自主水防隊長は避難所が開設された場合には、避難誘導責任者となり地域を管轄する水防分団及び自治会役員と協力し、避難を必要と認める区域の住民を避難誘導するとともにその旨を水防本部長に報告するものとする。

前号により派遣された市職員は、避難所責任者となり、自主水防隊長及び避難所が開設された施設の管理者の協力を得て避難所の運営にあたるものとする。

4 警察署への通知

水防本部長又はその命を受けた者は、立ち退き、又はその準備を指示した場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するものとする。

第12章 協力応援

第1節 水防管理団体相互の協力及び応援

1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。(法第23条)

但し、水防本部長は、上記にかかわらず応援に関する指示を行うことがある。

2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。

3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第2節 自衛隊の派遣要請

市長は、自衛隊の派遣を要すると認める場合は、必要事項を示し県知事に対し要請するものとする。

第3節 警察官の出動要請

水防本部長は、水防上必要があると認めるときは、所轄警察署長に対し警察官の出動を求めることができる。(法第22条)

第4節 国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請

1 水防区長及び水防管理者は、水害等発生時の被害軽減等のため、国土交通省の所有する災害対策用車両等の派遣要請を行うことができる。

2 国土交通省災害対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話連絡して、その際に、使用(派遣)場所(位置図)、使用(派遣)車両、使用(派遣)期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせて提示する(FAX)。

国土交通省窓口の連絡先は以下のとおりである。

※なお、災害対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

地区	国土交通省 窓口	電話番号	FAX番号
中部	静岡河川事務所 管理課	054-273-9105	054-205-1213
西部	浜松河川国道事務所 調査第1課	053-466-0116	053-466-0122

派遣要請のできる災害対策車両等一覧は別表9のとおりである。

第13章 水防てん末報告

- 1 水防本部長は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときには、次の事項をとりまとめ、水防活動実施報告書により水防活動実施後10日以内に袋井土木事務所に報告するものとする。
- 2 水防てん末報告事項
 - (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
 - (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
 - (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
 - (4) 水防団員及び消防機関に属する者の出動時刻及び人員
 - (5) 水防作業の状況
 - (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
 - (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
 - (8) 水防法第28条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
 - (9) 応援の状況
 - (10) 居住者出勤の状況
 - (11) 警察関係の援助の状況
 - (12) 現場指導の官公署氏名
 - (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
 - (14) 水防関係者の死傷
 - (15) 殊勲者及びその功績
 - (16) 殊勲水防団とその功績
 - (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見
- 3 水防活動実施報告作成上の注意事項（水防管理団体水防活動実施報告書）
 - (1) 各水防管理団体で水防を行った箇所ごとに作成すること。
 - (2) 水防管理団体は水防区長（県袋井土木事務所長）に箇所ごとの報告書の集計表を添付し、3部提出すること。
 - (3) 集計表は指定様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。
 - (4) 氾濫した場合には、箇所図（1/5,000以上）に、氾濫区域及び実施箇所を明示し添付すること。
- 4 水防活動実施報告書

各水防管理団体は、水防を実施した場合のみ指定の様式により翌月3日までに所轄水防区に報告すること。

第 1 4 章 水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防管理団体の水防計画

1 水防管理団体の水防計画の策定

- (1) 指定水防管理団体は、静岡県の水防計画に応じた水防計画を定め、毎年必ず水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- (2) 指定水防管理団体は、水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ水防協議会を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規程する市町防災会議を設置する市町である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮るとともに、静岡県知事に協議しなければならない。
- (3) 水防計画は、各種の事態を想定してでき得る限り具体的に策定し、これを一般住民に周知徹底するよう努めるものとし、水防計画を定め、又は変更したときはその要旨を公表しなければならない。

2 水防管理団体の水防計画の配布

水防管理団体は、水防計画を定めたときは、関係機関に配布するものとする。

第 2 節 水防訓練

指定水防管理団体は、毎年 1 回以上県の指導により水防団、消防機関及び水防協力団体と水防訓練を行わなければならない。なお、訓練要領は、所轄土木事務所長と協議のうえ水防管理者が定めるものとする。

第 1 5 章 その他

第 1 節 公用負担

1 公用負担の権限

水防上必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、次の権限を行使することができる。(法第 28 条)

- (1) 必要な土地の一時使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用
- (3) 土石、竹木その他の資材の取用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物、その他障害物の処分

2 公用負担権限委任証明書

公用負担の権限を行使する者は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長にあつては、その身分を示す証明書を、その他、これらの者の委任を受けた者にあつては、

下記のような証明書を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

公用負担命令権限書			
菊川市水防団		部長	
何		某	
右の者 の区域における水防法第28条第1項の規定の権限行使を委任したことを証明する。			
年	月	日	
菊川市長名		氏	名 ⑩

公用負担権限委任証明書

3 公用負担の証票

公用負担の権限を行使するときは、下記のような命令書を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に手渡してから行使するものとする。

公用負担命令書			
第	号		
目的物種類		員数	
負担内容		使用	収用 処分
年	月	日	
		菊川市長	氏 名 ⑩
		事務取扱者	氏 名 ⑩
殿		切取線	
第	号	受領書	
公用負担命令書			
右受領した			
年	月	日	
		氏	名 ⑩
殿			

公用負担命令書

第2節 公務災害保補償

水防団員又は、水防団長が公務により死亡し、負傷し、若しくは、病気にかかり、または、公務による負傷若しくは、病気により死亡し、若しくは、障害の状態となったときは、その者の所属する水防管理団体は、市の条例の定めるところにより損害を補償するものとする。(法第6条の2)